

平成二十年政令第百六十四号

所得税法等の一部を改正する法律附則第一百九条の二の規定による経過措置を定める政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第一百九条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）以下「改正法」という。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 改正法第七條の規定による改正後の印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三の規定は、改正法の公布の日から適用する。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正法第七條の規定による改正後の印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三の規定は、改正法の公布の日から適用する。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第三条

非居住者又は外国法人が、平成二十年四月一日から改正法の公布の日前日までの間に発行された改正法第八條の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）以下「新租税特別措置法」という。第六号第四項に規定する一般民間国外債につき、同日までに当該一般民間国外債の利子の支払を受けた場合において、その支払を受けた利子につき同項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他同項に規定する財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この項において「非課税適用申告書」という。）をその利子の支払をした者（当該利子の支払が支払の取扱者（同条第四項に規定する支払の取扱者をいう。次項において同じ。）を通じて行われた場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をした者）を経由し

てその支払をした者の当該利子に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十七條の規定による納税地（同法第十八條第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。次項において同じ。）の所轄税務署長に提出したときは、当該利子について、当該利子の支払を受けた際、当該非課税適用申告書を当該所轄税務署長に提出したものとみなして、新租税特別措置法第六條第四項の規定を適用する。

2

非居住者又は外国法人が、平成二十年四月一日から改正法の公布の日前日までの間に発行された新租税特別措置法第六條第七項に規定する特定民間国外債で支払の取扱者に同項に規定する保管の委託をしているものにつき、同日までに当該特定民間国外債の利子の支払を受けた場合において、同項に規定する保管支払取扱者が当該利子の同項に規定する媒介等をしたもので、その利子（同項に規定する利子をいう。以下この項及び次項において同じ。）の支払を受けた者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他同条第七項に規定する財務省令で定める事項（以下この項において「利子受領者情報」という。）をその利子の支払をした者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われた場合には、当該他の支払の取扱者を経由し、かつ、その利子の支払をした者が、その利子の支払を受けた者に係る同条第七項に規定する利子受領者確認書を作成し、これをその支払をした者の当該利子に係る所得税法第十七條の規定による納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該利子について、当該保管支払取扱者が当該利子の交付を受けた日の前日に当該利子受領者情報をその利子の支払をした者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われた場合には、当該他の支払の取扱者を経由し、かつ、その利子の支払をした者に対し）通知をし、かつ、その利子の支払をした者が当該利子の支払を行った際に当該利子受領者確認書を当該所轄税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

一 当該利子の支払を受けた者がすべて非居住者又は外国法人であつた場合  
二 当該利子の支払を受けた者に居住者又は内国法人が含まれていない場合  
当該利子の支払を受けた者のうち非居住者及び外国法人がその支払を受けた金額の合計額  
前二項の規定は、新租税特別措置法第六條第八項に規定する国内金融機関等が平成二十年四月一日から改正法の公布の日前日までの間に発行された同項に規定する一般民間国外債につき、同日までに支払を受けた当該一般民間国外債の利子について準用する。この場合において、第一項中「氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所」とあるのは「名称及び本店又は主たる事務所」と、前項第一号中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又はは次項に規定する国内金融機関等」と、同項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人（次項に規定する国内金融機関等を除く）」と、「外国法人」とあるのは「外国法人並びに同項に規定する国内金融機関等」と読み替へるものとする。

4 前三項の規定は、平成二十年四月一日から改正法の公布の日前日までの間に発行された新租税特別措置法第六條第十三項に規定する外債の利子であつて同日までに支払を受けたものについて準用する。

4

前三項の規定は、平成二十年四月一日から改正法の公布の日前日までの間に発行された新租税特別措置法第六條第十三項に規定する外債の利子であつて同日までに支払を受けたものについて準用する。

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第四条 新租税特別措置法第六十二條第一項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が改正法の公布の日以後に同項に規定する使途秘匿金の支出について適用し、法人が同日前にした改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第六十二條第一項に規定する使途秘匿金の支出については、なお従前の例による。

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第五条

新租税特別措置法第六十六條の十三第一項の規定は、法人の改正法の公布の日以後に終了する同項に規定する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した旧租税特別措置法第六十六條の十三第一項に規定する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定目的会社の外国税額の控除に関する経過措置）

第六条

新租税特別措置法第六十七條の十四第二項の規定は、同条第一項に規定する特定目的会社（特定目的会社の外国税額の控除に関する経過措置）

第七条

新租税特別措置法第六十七條の十五第三項の規定は、同条第二項に規定する投資法人の改正法の公布の日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七條の十五第二項に規定する投資法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定目的信託に係る受託法人の外国税額の控除に関する経過措置）

第八条

新租税特別措置法第六十八條の三の第二第三項の規定は、同条第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の改正法の公布の日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の三の第二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定投資信託に係る受託法人の外国税額の控除に関する経過措置）

第九条

新租税特別措置法第六十八條の三の第三第三項の規定は、同条第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の改正法の公布の日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の三の第三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が使途秘匿金の支出をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第十条

新租税特別措置法第六十八條の六十七第七一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が改正法の公布の日以後に同項に規定する使途秘匿金の支出について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前にした旧租税特別措置法第六十八條の六十七第七一項に規定する使途秘匿金の支出については、なお従前の例による。



2 新租税特別措置法第九十条の六の規定は、平成二十年四月一日から適用する。  
 (所得税法等の一部改正に伴うその他の経過措置)  
**第十六条** 第一条から前条までに定めるもののほか、改正法附則第九十条の二の規定による改正法附則の規定の読替えは、次の表のとおりとする。

|                                 |                  |                  |
|---------------------------------|------------------|------------------|
| 附則第三條                           | 施行の              | 公布の              |
| 附則第五條                           | 施行日              | 施行日の翌日           |
| 附則第九條                           | (の施行)の平成二十年四月一日  | の平成二十年四月一日       |
|                                 | 連結法人連結法人の同の施行日以後 | 連結法人連結法人の同の施行日以後 |
|                                 | 及び法人及び法人の同の施行日以後 | 及び法人及び法人の同の施行日以後 |
|                                 | 以後               | 以後               |
| 附則第十九條第一項                       | 施行日              | 同日               |
|                                 | 以後               | 以後               |
| 附則第十九條第二項                       | 施行日              | 平成二十年四月一日        |
|                                 | 以後               | 以後               |
| 附則第二十二條                         | 施行日              | 平成二十年四月一日        |
|                                 | 以後               | 以後               |
| 附則第二十三條                         | 施行日              | 同日               |
| 附則第二十八條第一項                      | 施行日              | 平成二十年四月一日        |
|                                 | 以後               | 以後               |
| 附則第三十一條第一項及び第二項                 | 施行日              | 施行日の翌日以後         |
|                                 | 以後               | 以後               |
| 附則第三十一條第三項                      | 施行日              | 平成二十年四月一日        |
|                                 | 以後               | 以後               |
| 附則第三十四條                         | 施行日              | 同日               |
|                                 | 以後               | 以後               |
| 附則第三十七條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第三十九條 | 施行日              | 平成二十年四月一日        |
|                                 | 以後               | 以後               |

|  |                 |            |
|--|-----------------|------------|
| 附則第四十八條  | 施行の日            | 公布の日       |
| 附則第五十一條  | 施行日             | 平成二十年四月一日  |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則第五十二條第一項   | 施行日             | 施行日の翌日     |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則第五十三條  | 施行日             | 同日         |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則第五十六條  | (の施行)の平成二十年四月一日 | の平成二十年四月一日 |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則第五十七條  | 施行日             | 同日         |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則第五十九條  | 施行日             | 同日         |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則第六十條第一項及び第三項から第五項まで、第六十四條、第六十七條第一項、第六十八條第一項、第六十九條並びに第七十一條第一項 | 施行日             | 同日         |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則第七十一條第二項   | 施行日             | 平成二十年四月一日  |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則七十二條第一項、第七十三條第一項及び第七十五條                                      | 施行日             | 平成二十年四月一日  |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則第七十六條及び第七十七條第三項  | 施行日             | 同日         |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則第七十八條  | 施行日             | 同日         |
|  | 以後              | 以後         |
| 附則第七十九條  | 施行日             | 平成二十年四月一日  |
|  | 以後              | 以後         |

|                            |     |           |
|----------------------------|-----|-----------|
| 附則第八十條第一項及び第三項から第五項まで及び第二項 | 施行日 | 平成二十年四月一日 |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第八十九條第一項                 | 施行日 | 同日        |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第八十九條第三項                 | 施行日 | 同日        |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第八十九條第四項及び第五項            | 施行日 | 平成二十年四月一日 |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第八十九條第六項                 | 施行日 | 同日        |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第八十九條第七項                 | 施行日 | 平成二十年四月一日 |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第八十九條第八項及び第九項            | 施行日 | 同日        |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第八十九條第十項                 | 施行日 | 平成二十年四月一日 |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第八十九條第十一項                | 施行日 | 同日        |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第八十九條第十四項から第十六項まで        | 施行日 | 平成二十年四月一日 |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第九十條第一項                  | 施行日 | 同日        |
|                            | 以後  | 以後        |
| 附則第九十條第二項                  | 施行日 | 平成二十年四月一日 |
|                            | 以後  | 以後        |

**附則**  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附則 (平成二十一年三月三十一日政令第一〇七号) 抄**

**第一条** この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。  
 (所得税法等の一部を改正する法律附則第九十条の二の規定による経過措置を定める政令の一部改正に伴う経過措置)  
**第十五条** 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。